

狛江市長
矢野 裕 様

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会の答申

平成23年4月21日、狛江市長より、狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例第30条第2項の規定に基づき諮問を受けた当審議会は、審議の結果、「市民参加の手続きの方法及び市民協働事業の提案に関する事項」における市民参加の手続きの方法提案についての審査に関して、別紙のとおり答申をまとめましたので報告いたします。

平成 23 年 11 月 2 日

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会委員

会 長	山 岡 義 典
副会長	和 田 哲 子
委 員	安 藤 雄 太
ゝ	飯 田 一 昭
ゝ	石 田 寿 彦
ゝ	和 泉 望
ゝ	小 楠 寿 和
ゝ	鈴 木 達 雄
ゝ	平 政 之
ゝ	土 岐 毅
ゝ	牧 伸 人
ゝ	松 崎 茂
ゝ	水 谷 衣 里

答申

平成 23 年度市民参加手続き提案制度に提案された件について、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会（以下、「審議会」という。）は、分科会での審査と審議会における審議を経て検討した結果、以下のとおり結論を得ましたので答申いたします。

1. 諮問事項

市民参加の手続きの方法及び市民協働事業の提案に関する事項における「市民参加の手続きの方法提案についての審査」

2. 審査の経過

平成 23 年 10 月 25 日（火）に市民参加手続き提案制度分科会を開催し、提案の審査を行い、それを受けて 11 月 2 日（水）開催の審議会において、上記諮問事項について審議を行った。

3. 審議の結果

審議会は、下記の市民参加の手続きの方法提案について、別紙審査経過から下記の結論を得た。

提案：旧狛江第七小学校跡地利用に際する市民参加の手続きの方法についての提案

結果：①狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例第 5 条第 1 項第 4 号に該当する。

②別紙審査経過を踏まえ、市民参加手続きとして市民ワークショップの方法を実施することが望ましい。

平成 23 年度 市民参加手続き方法提案 審査経過

【事案】 旧狛江第七小学校跡地利用に際する市民参加の手続きの方法についての提案

【提案概要】 地域のオープンスペースと災害、緊急時に有効に使うことができる緑豊かで機能的な道路スペース事業と共に公共施設再編事業施設等について、市民が情報を共有し、市民が納得して決められるようにフォーラムやワークショップ等の市民参加の方法を提案する。

【賛同者署名】 117 人

【審査意見】

○給食センターを旧第七小学校跡地に建設することについては、公共施設再編方針には示されておらず、市民参加手続きを踏まずに行政内で決定した。このことは市民参加で作った公共施設再編方針の変更である。市民との合意形成を作るという点で、必ずしも十分ではなかった。

○旧第七小学校跡地建設にあたり行われた説明会は、広報紙に掲載を掲載せずに、ポスティングによる近隣住民を対象としたもので、参加も非常に少なかった。市民全体の問題となっている跡地利用に関する説明会であれば広く市民に行うべきであり、市民参加手続きとしては不完全である。

○特別養護老人ホームの提供公園、東京都の下水処理施設の上部等、市民が利用するパブリックな部分は市民参加によってデザインすることが望ましい。

○特別養護老人ホーム建設にあたっては、建設事業者の選考の際に地域住民の公園・緑化要望を取り入れることを条件に付けるべきである。

○基本的に跡地利用については、公共施設再編方針を基に現状の敷地利用計画を前提とした上で、現行の建設スケジュールに大きな変更がないようにすることを条件に、公共オープンスペースの利用やデザイン、周辺景観作り、緑化造園計画、旧第七小学校跡地としてのシンボルゾーンであるスペースについては、多くの市民参加で進めていくことが望ましく、市民により親しまれる場所を作っていく上で重要である。

○給食センターに関しては、まちづくり条例に基づく地元への説明会を行うこととしているので、それとも調整を図りながら進めるべきである。

○旧第七小学校跡地という存在の記念性とオープンスペースに豊かな緑地を作ることを目的にこの事案を進めてほしい。市民に愛されるスペースにしていくことが 20 年 30 年経った時に重要になってくる。

【審査項目と結果】

①狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例第 5 条第 1 項の適合性について
小学校跡地という公共の土地利用に関することであるので、条例第 5 条第 1 項第 4 号に該当する行政活動であり、市民参加の対象となる。

なお、条例第 5 条第 2 項の緊急その他やむを得ない理由がある時の市民参加手続きの適用除外については、公共施設整備スケジュール上の緊急性と市議会からの要請等のや

むを得ない事情の部分はあるが、跡地利用における緑化やオープンスペース等の公共空間のデザインについてはそれに当たらない。

②その他の市民参加の手続きの必要性

跡地利用における緑化やオープンスペース等の公共空間のデザインについては、市民ワークショップによる市民参加手続きが適切である。なお、給食センターに関しては、まちづくり条例に基づく地元への説明会を行うこととしているので、それとも調整を図りながら進めることが望まれる。